広島県告示第千六十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によって、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

令和八年十一月十二日

広島県知事　横　田　美　香

指定番号	指定区域	埋立地の区分
五五	世羅郡世羅町大字重永字百貫山一〇五九六番二の一部、一〇五九七番三の一部、一〇五九九番五の一部、一〇五九九番六九の一部、一〇五九九番七三の一部、一〇五九九番七四の一部、一〇五九九番七五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号